

いわゆる「休眠状態」にあるNPO法人の実態調査結果について

- いわゆる「休眠状態」にあるNPO法人について、全所轄庁（47都道府県及び20政令指定都市）に対して、アンケート調査を実施。
※調査実施時期：平成30年12月3日～12月28日
- いわゆる「休眠状態」にあるNPO法人について、
 - ・ 「事業報告書等を提出していない法人」と
 - ・ 「事業報告書等を提出しているものの、活動実態が不明確な法人」の2つに分け、
上記に該当する法人の数や所轄庁の対応状況（処分等の件数・把握の有無等）、NPO法人に関する市民への情報提供の状況等について調査を行った。

【参考】

○NPO法人は、毎年度、事業報告書等（※1）を所轄庁に対して提出することが義務付けられている。

（※1）事業報告書、計算書類、財産目録、年間役員名簿、社員の氏名及び住所又は居所を記載した書面

○NPO法人が3年以上にわたって事業報告書等の提出を行わないとき
又は改善命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき
所轄庁は当該法人の設立の認証を取り消すことができる。

1. 事業報告書を提出していない法人①

全67所轄庁において、事業報告書等を提出していない法人を把握している。

①提出期限から3年未満の間、事業報告書等を提出していない法人は、計6791法人

※平成30年10月1日時点。全認証法人（平成30年9月30日時点）は、51745法人であり、そのうちの約13.1%

②①の法人に対する、所轄庁による指導・処分等の状況は以下のとおり（複数回答）

- ・ 提出の督促（67所轄庁、のべ8263法人）
- ・ 市民への説明要請（6所轄庁、のべ600法人）
- ・ 報告徴収（1所轄庁、1法人）
- ・ 裁判所への過料事件の通知（31所轄庁、のべ884法人）

【参考】

○事業報告書等を提出しないNPO法人に対して、所轄庁は以下の処分・指導等（※2）を行うことができる。

（※2）NPO法に基づく報告徴収、立入検査、改善命令のほか、提出の督促、裁判所への過料事件の通知、市民への説明要請 等

1. 事業報告書を提出していない法人②

③提出期限から3年以上、事業報告書等を提出していない法人は、
61所轄庁において計**1273法人**。6所轄庁においては、該当がなかった。

※平成30年10月1日時点。全認証法人（平成30年9月30日時点）は、51745法人であり、そのうちの**約2.5%**

④③の法人に対する、所轄庁による指導・処分等の状況は以下のとおり（複数回答）

- ・提出の督促（59所轄庁、のべ2245法人）
- ・市民への説明要請（14所轄庁、のべ278法人）
- ・報告徴収（1所轄庁、のべ10法人）
- ・改善命令（5所轄庁、のべ27法人）
- ・裁判所への過料事件の通知（34所轄庁、のべ317法人）

⑤過去（平成24年4月1日～平成30年10月1日までの間）に、提出期限から3年以上事業報告書等を提出していないことを理由に認証を取り消された法人は、
56所轄庁において計**2127法人**。

11所轄庁においては、取消しを行ったことがなかった。

⑥**14所轄庁**において、事業報告書等を提出していない法人の情報について、
分かりやすくまとめた形で一般市民への情報提供を行っている。（複数回答）

2. 事業報告書等を提出しているものの、活動実態が不明確であると考えられる法人

① **44所轄庁**において、事業報告書等を提出しているものの、活動実態が不明確であると考えられる法人を把握している。その定義・方法は以下のとおり（複数回答）

- ・ 事業報告書等において「活動実績なし」などと記入している法人を把握
（40所轄庁、のべ1310法人）
- ・ 事業報告書等において「支出ゼロ」などと記入している法人を把握
（16所轄庁、のべ2083法人）
- ・ 事業報告書等において「活動実績なし」又は「支出ゼロ」などと記入している法人を把握（3所轄庁、計259法人）
- ・ 市民からの「活動していない」との情報提供で把握（2所轄庁、計6法人）
- ・ その他の定義・方法で把握（4所轄庁、計18法人）

② **32所轄庁**において、①で把握した法人への対応を行っている。

その方法は以下のとおり。

- ・ 事業継続の意向を確認している（6所轄庁）
- ・ 事業継続の意向を確認した上で、活動に関する助言・指導を行っている
（26所轄庁）

③ **16所轄庁**において、②で対応した法人にフォローアップを行っている。

その方法は以下のとおり。

- ・ 一定期間後又は定期的に、法人から活動の状況を聴取している（16所轄庁）